

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	鹿児島看護専門学校
設置者名	公益社団法人いちょうの樹

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科	夜・通信	2,655 単位時間	240 単位時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

「公表書類一式」として、校内の「事務・教務室」に備え置き、開校日は常時閲覧可能

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	鹿児島看護専門学校
設置者名	公益社団法人いちょうの樹

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	<p><設置目的> 学内における自己評価の客観性・透明性を高めること、また、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解と相互の連携を深め、学校運営の改善への協力を一層進めることを目的として設置する。</p> <p><審議事項> 設置目的に基づき、様々な視点から学校運営の改善や開かれた学校づくりについて審議を行う。</p> <p><意見の活用方法> 学校における教育活動及び学校運営に活用する。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
鹿児島県看護協会理事	2019.4.1 ～ 2020.3.31	非常勤講師
公益社団法人病院看護部長	2019.4.1 ～ 2020.3.31	実習施設関係者
(備考) 外部人材の構成員は6名、上記のほか、実習施設関係者、地域関係者、保護者代表、卒業生代表が各1名。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名（学部等名）	鹿児島看護専門学校
設置者名	公益社団法人いちょうの樹

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画作成ガイドライン等を遵守しつつ、より質が高く効果的な教育ができるよう、各学科において授業計画等の検討を行い、教務会議や運営会議等の審議を経て作成している。</p> <p>【授業計画作成ガイドライン】</p> <p>授業は、学校教育の中心的な活動であり、学習者が看護に関する基礎を系統的に修得し、学力や実践力及び人格を形成するとともに発達させていくことを目指す過程である。学習者・教授者ともに協同し学習過程を成立させ、相互作用を通してお互いに成長していく。</p> <p>授業計画（以下シラバスとする）作成に当たっては、学習者が授業科目の目標を達成できるよう以下のことを考慮し、期間全体を通じて効率的に内容配分することが大事である。また、教材研究に努め、学生情報の把握、評価法等も見直す。</p> <p>【基本的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校理念・教育目的・教育目標を踏まえ、学年到達目標・卒業時到達目標に到達できるような科目の配置とそれらを基礎・応用・統合的に学べるよう進度を考慮する。 ・将来、保健医療福祉の諸問題に柔軟に対応できるよう、また、チーム医療の中で看護師役割が発揮できるよう判断力やコミュニケーション能力等を獲得できる科目を配置する。 ・シラバスは毎年作成する。全教員で検討し、理念・目的・目標との整合性を確認する。 <p>1 シラバス作成に必要な項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 授業科目、履修年次、学期、単位数 2) 担当者（実務経験のある教員は明記する） 3) 科目目標（到達目標） 4) 授業形態 5) 使用する教材 6) 具体的な授業計画（期間全体を通じた授業の進め方） 7) 評価方法 <p>★科目ごとに指導観、学習者観、教材観は整理しておく。</p> <p>2 毎回（1コマ）の授業案作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 教科目の目標、単元目標、本時の目標と関連付ける。 2) 本時の学習目標を明確にする。 3) 授業の内容・方法・教材を明らかにする。（何を どんな教材 どう教えるか） 4) 授業の進め方：時間配分、導入、展開、まとめ、次回への動機づけを明確にする。 5) 評価方法：出席、授業態度、小テスト、事前課題、グループワークの成果等。 	
授業計画の公表方法	「公表書類一式」として、校内の「事務・教務室」に備え置き、開校日は常時閲覧可能

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ① 授業科目の評価は、終講試験、小テスト、出席状況、受講態度等で評価する。
- ② 実習の評価は、実習評価表、実習態度、出席状況等で評価する。
- ③ ①②の単位認定基準は、課目毎に 100 点満点で評価し 60 点以上を合格とする。
- ④ 最終的な履修の認定は、以下の学則、学則施行細則に照らし、進級判定会議で決定している。

学則

第 9 条 学習の評価は、科目試験及び実習評価で行う。

2 校長は、授業科目の単位を認定するため試験(実習評価を含む)を行う。

3 単位の認定試験を受けることができる者は、出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 以上を満たしているものとする。

4 試験の受験資格を有する者で、やむを得ない理由により試験を受けなかった者に対しては、追試験を行う。試験または追試験に合格しなかった者に対しては、再試験を行うことができる。やむを得ない理由については細則で定める。

5 単位認定基準は細則で規定する。

第 11 条 校長は、本校に 3 年以上在籍し、別表 I (教育課程及び単位数・授業時間数) の単位をすべて修得した者について、卒業判定会議を経て卒業を認定する。

2 校長は別表 I に定める教育課程の当該学年において取得すべき単位を取得した者については、進級判定会議を経て進級を認定する。

学則施行細則

第 3 条 学則第 9 条に規定する履修(単位)は次のとおりとする。

- (1) 卒業資格を得るための履修(単位)は学則及び細則の定めるところによる。
- (2) 学則及び細則は、原則として入学時の規則に準ずる。
- (3) 授業科目及び単位数の学年別配当は、入学年度ごとに定めるものとし、学生は各配当学年内に履修する。ただし、留年、休学等で原級留め置きになった者は、該当年度に定めるものを履修する。
- (4) 履修(単位)にあたっては、定められた各学年の教育計画(別表 2)に従わなければならない。
- (5) 授業の変更、学校行事及び施設見学等の学生の出席すべき時間については、校長がその都度定める。

第 13 条 学則第 11 条第 2 項による進級は当該学年において規定するすべての単位を取得した者に対して、進級判定会議の決議を経て校長が認定する。

2 進級判定の結果は、本人及び第一保証人に通知する。

第 14 条 科目評価または実習評価で、当該学年において履修すべき単位が不認定となった場合、原級留置となり同学年で再履修しなければならない。ただし、上級学年で履修可能な時はこの限りではない。

2 原級留置の学年では、不認定科目を履修する。ただし、認定科目の聴講を認める。

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>① 成績評価においては、履修科目の評価を100点満点で点数化し、全科目の合計点の平均を算出し、順位を把握している。</p> <p>② 単位認定基準は、学則施行細則第4条に、以下のように示している。</p> <p>(1) 学業成績(以下「成績」という)は、単位認定試験、学習態度、出席状況等を総合して科目ごとに100点法で評価する。60点以上を合格とする。</p> <p>(2) 認定評価基準は、優・良・可・不可とし、優・良・可を合格、不可を不合格とし、評価基準は、優：80～100点、良：70～79点、可：60～69点、不可：60点未満とする。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	「公表書類一式」として、校内の「事務・教務室」に備え置き、開校日は常時閲覧可能
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>〈卒業に当たっては、以下の能力があること〉</p> <p>卒業時到達目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感性豊かで創造力、柔軟性があり、倫理的配慮ができる。 ・人間の多様性を理解するとともに統合された生活者として捉え、専門としての知識技術・態度を持ち、根拠に基づいた看護実践ができる。 ・進化する医療技術や科学技術に関心を持ち、主体的・継続的に学び続ける能力を身につけている。 ・保健医療福祉分野で多職種と連携協働でき、地域貢献できる能力がある。 <p>〈実施状況〉</p> <p>① 卒業認定については、以下に基づいている。</p> <p>学則第11条</p> <p>校長は、本校に3年以上在籍し、別表I(教育課程及び単位数・授業時間数)の単位をすべて修得した者について、卒業判定会議を経て卒業を認定する。</p> <p>2 校長は別表Iに定める教育課程の当該学年において取得すべき単位を取得した者については、進級判定会議を経て進級を認定する。</p> <p>学則施行細則第12条</p> <p>学則第11条第1項による、卒業の認定は学則に規定するすべての単位を取得した者に対して、卒業判定会議の決議を経て校長が認定する。</p> <p>2 卒業判定の結果は、本人及び第一保証人に通知する。</p> <p>② 学生へは、各学年到達目標及び卒業時到達目標を示し、目標を達することができるよう各教員が指導している。</p> <p>③ 実習評価については、各領域の評価に加え、看護技術の卒業時到達度を示し、臨地、学内演習別に評価している。</p> <p>不足の場合は、卒業までに基礎看護技術を習得できるよう指導している。</p> <p>評価基準は、優：80～100点、良：70～79点、可：60～69点、不可：60点未満とする。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	「公表書類一式」として、校内の「事務・教務室」に備え置き、開校日は常時閲覧可能

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	鹿児島看護専門学校
設置者名	公益社団法人いちょうの樹

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.ichonoki.or.jp/
収支計算書又は損益計算書	http://www.ichonoki.or.jp/
財産目録	http://www.ichonoki.or.jp/
事業報告書	http://www.ichonoki.or.jp/
監事による監査報告（書）	http://www.ichonoki.or.jp/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	看護学科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,030 単位時間	1995 時間	単位時間 /単位	1035 時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3,030 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		109人	0人	15人	57人	72人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 3年間で100単位（3030時間）。1年、2年、3年と講義・実習の比率を変え学習しやすさを考慮し、年間計画を立てている。教科外活動としてグループワークや自己活動時間を配置し、自主性を育てている。
成績評価の基準・方法
（概要） 学則施行細則第4条 学則第9条第5項に定める単位認定基準は、以下の通りとする。 (1) 学業成績（以下「成績」という）は、単位認定試験、学習態度、出席状況等を総合して科目ごとに100点法で評価する。60点以上を合格とする。 (2) 認定評価基準は、優・良・可・不可とし、優・良・可を合格、不可を不合格とし、評価基準は次のとおりとする。 優 : 80～100点 良 : 70～79点 可 : 60～69点 不可 : 60点未満 2 追試験の評価は単位認定試験と同じとする。 3 再試験の評価は、60点以上を合格点とするが、単位認定評価の点数は60点（可）

<p>として単位を認定する。</p> <p>4 複数教員で行う授業の評価配分は、シラバスに示す。</p> <p>5 臨地実習の評価は別に定める。</p> <p> 実習評価基準は次のとおりとする。</p> <p> 優 : 80～100 点</p> <p> 良 : 70～ 79 点</p> <p> 可 : 60～ 69 点</p> <p> 不可 : 60 点未満</p> <p>その他、小テスト、出席状況、受講態度等で総合的に判断する。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>(概要)</p> <p>卒業、進級の認定基準は以下に定める。</p> <p>学則</p> <p>第 9 条 学習の評価は、科目試験及び実習評価で行う。</p> <p>2 校長は、授業科目の単位を認定するため試験(実習評価を含む)を行う。</p> <p>3 単位の認定試験を受けることができる者は、出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 以上を満たしているものとする。</p> <p>4 試験の受験資格を有する者で、やむを得ない理由により試験を受けなかった者に対しては、追試験を行う。試験または追試験に合格しなかった者に対しては、再試験を行うことができる。やむを得ない理由については細則で定める。</p> <p>5 単位認定基準は細則で規定する。</p> <p>第 11 条 校長は、本校に 3 年以上在籍し、別表 I (教育課程及び単位数・授業時間数) の単位をすべて修得した者について、卒業判定会議を経て卒業を認定する。</p> <p>2 校長は別表 I に定める教育課程の当該学年において取得すべき単位を取得した者については、進級判定会議を経て進級を認定する。</p> <p>学則施行細則</p> <p>第 3 条 学則第 9 条に規定する履修(単位)は次のとおりとする。</p> <p>(1) 卒業資格を得るための履修(単位)は学則及び細則の定めるところによる。</p> <p>(2) 学則及び細則は、原則として入学時の規則に準ずる。</p> <p>(3) 授業科目及び単位数の学年別配当は、入学年度ごとに定めるものとし、学生は各配当学年内に履修する。ただし、留年、休学等で原級留め置きになった者は、該当年度に定めるものを履修する。</p> <p>(4) 履修(単位)にあたっては、定められた各学年の教育計画(別表 2)に従わなければならない。</p> <p>(5) 授業の変更、学校行事及び施設見学等の学生の出席すべき時間については、校長がその都度定める。</p> <p>第 12 条 学則第 11 条第 1 項による、卒業の認定は学則に規定するすべての単位を取得した者に対して、卒業判定会議の決議を経て校長が認定する。</p> <p>2 卒業判定の結果は、本人及び第一保証人に通知する。</p> <p>第 13 条 学則第 11 条第 2 項による進級は当該学年において規定するすべての単位を取得した者に対して、進級判定会議の決議を経て校長が認定する。</p>

<p>2 進級判定の結果は、本人及び第一保証人に通知する。</p> <p>第 14 条 科目評価または実習評価で、当該学年において履修すべき単位が不認定となった場合、原級留置となり同学年で再履修しなければならない。ただし、上級学年で履修可能な時はこの限りではない。</p> <p>2 原級留置の学年では、不認定科目を履修する。ただし、認定科目の聴講を認める。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>成績下位者(クラス平均点が最下位から5人程度)については、教員会議で該当者について検討し、グループや個別指導計画を立て、実施している。(放課後や休暇中など)また、個別面接での指導と保護者へは電話連絡やの面接を実施し協力を得ている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
36人 (100%)	1人 (2.8%)	34人 (94.4%)	1人 (2.8%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 実習先病院等の病院説明会			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格			
(備考)(任意記載事項) 助産師や保健師の養成課程のある専門学校への入学試験や看護大学への編入試験を受けて進学することができる。			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
119人	8人	6.7%
(中途退学の主な理由) 学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面接や保護者への面接を実施している。 カウンセラーによる相談の実施(週1回開催)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	100,000 円	600,000 円	550,000 円	実習費、施設維持費等
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
月額8万円の奨学金制度があり、看護師免許取得後、当法人の関連施設で貸与期間と同期間就業した場合に返還が免除される。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「公表書類一式」として、校内の「事務・教務室」に備え置き、開校日は常時閲覧可能		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 主な評価項目 (教育理念、教育活動、教育成果、学校運営など) 評価委員の構成 (定数 10、選出区分: 学識経験者、実習施設関係者など) 評価結果の活用方法 (経費を伴わないものは随時実施、その他は中期計画に位置付け)		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
鹿児島県看護協会理事	2019. 4. 1～ 2020. 3. 31	学識経験者
公益社団法人病院看護部長	2019. 4. 1～ 2020. 3. 31	実習施設関係者
公益社団法人病院看護副部長	2019. 4. 1～ 2020. 3. 31	実習施設関係者
町内会会長	2019. 4. 1～ 2020. 3. 31	地域関係者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「公表書類一式」として、校内の「事務・教務室」に備え置き、開校日は常時閲覧可能		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://k-kango.ac.jp/
--